

平成26年度第3回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

- 開催日時及び場所 平成26年12月16日(火)10時~12時 造幣局会議室
- 委員 松川 正毅(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)(委員長)
 相原 隆(関西学院大学法学部 教授)
 谷口勢津夫(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
 和田 馨(独立行政法人造幣局 監事)
 中津 祐嗣(独立行政法人造幣局 監事)
- 審議対象 1) 契約状況の点検・見直し
 ・平成26年度第2四半期における「競争性のない随意契約」 5件
 ・平成26年度第2四半期における「一者応札・一者応募契約」 7件
 計12件
 ・競争性のない随意契約の新規案件 なし
 ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件 3件
 ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件で平成27年度においても競争入札等を行う予定があるもの 3件
- 2) 「随意契約等見直し計画」(平成22年5月)の実施状況
- 3) 総務省行政管理局からの通知(独立行政法人の随意契約に係る事務について)を踏まえた今後の取組みについて

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p>『平成26年度第2四半期における一者応札・応募契約の点検・見直し』について</p> <p>(ホログラムシートについて)</p> <p>・ホログラムシートは、どうしても国内で1者しか提供できないのか。</p>	<p>・当該ホログラムシートは、特殊仕様のものであることから、国内で供給可能な業者は2者、うち1者は入札参加に消極的であることから、実質的には今回落札した1者だけである。</p>

・この契約で問題となっている瑕疵担保条項というのは他の契約にもあるのか。あるとすれば、この問題を受けて見直し等を検討されているのか。また、見直しを検討されているのであれば、瑕疵担保条項などが参入障壁にならないように顧問弁護士に相談したり、民間企業の契約を参考にするなどして、検討していただきたい。なお、民法の中の債権法の改正が予定され、その中で瑕疵担保責任のあり方が重点的に検討されており、それが具体化したうえで公契約の観点から検討された方が、問題点の解消につながるのではないかと思う。

(東京支局(仮称)建設事業について)

・東京支局(仮称)建設事業のように、特別な、あるいは額の非常に大きな契約について、造幣局として何か特別な取り扱いなり規制なりがあるのかどうか。

総務省行政管理局からの通知(独立行政法人の随意契約に係る事務について)を踏まえた今後の取組みについて

・総務省行政管理局からの通知を踏まえて、契約監視委員会の委員として、あるいは委員会として、行うべきことが変わってくるのかどうかを確認したい。

・他の契約にも同様の条項がある。そもそも造幣局契約事務規程には、契約書に瑕疵担保責任に関する規定を置かなければならないという条項が置かれるとともに、標準の契約書式が掲げられており、その中に問題の瑕疵担保条項がある。当該条項は損害の範囲や責任の限度が明確になっていない書きぶりとなっているため、今後、見直しをしていくことを検討している。他機関も含めた公契約の一般的な在り方との整合性も考慮する必要があり、標準契約書式自体を一律に見直すか、特定の案件や類型に限って見直すかといった点も検討する必要があるが、いずれにせよ、いただいたご意見を踏まえて、今後の民法(債権法)改正の動向も注視しつつ検討を進めていきたい。

・契約監視委員会への報告等の対外的な取扱いについては、基本的に他の契約と同じである。ただし、落札者の決定方法に関しては、案件の性質から、公共工物品質確保法に鑑み、価格だけでなく技術提案等を加味して審査する総合評価落札方式を採用している。

・当該通知文においては、「当該通知文を踏まえた各法人の会計規程等の整備等について、必要に応じ点検を行うものとする」ということが具体的な契約監視委員会の役割として記載されている。

更に、同通知文においては、「随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルー

ルを策定することとしており、その具体的内容は追って連絡する」とされていることから、現在、契約監視委員会が担っている随意契約見直し計画のフォローアップの役割の変更や、調達に関する新たなルールの策定に伴う契約監視委員会の役割の変更があるかどうかについては、今後、通知を待って精査する必要があると思われる。